



令和5年2月1日

## 「後志利別川水系河川整備計画〔変更〕（原案）」

### について意見を募集します

北海道開発局では、近年の気候変動や流域治水等を踏まえた後志利別川水系河川整備計画の見直しにあたり、河川法第16条の2第4項の規定に基づき、関係住民の方々からご意見を頂くため、下記のとおり「原案を縦覧」するとともに「住民説明会」を開催しますのでお知らせします。

#### 記

- 縦覧場所： 今金町、せたな町、函館開発建設部工務課、今金河川事務所、美利河ダム管理支所。  
また、函館開発建設部ホームページでも閲覧いただけます。
- 縦覧期間： 令和5年2月1日（水）14：00から令和5年3月2日（木）17：00まで  
（開庁時間内に限ります。）
- 住民説明会： 令和5年2月15日（水）18:00~/今金町町民センター（1階 町民ホール）  
令和5年2月16日（木）18:00~/せたな町民ふれあいプラザ（1階 多目的ホール）
- 詳細を別紙1に記載しておりますのでご確認ください。

縦覧、住民説明会への参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手指の消毒、「密」の回避など）徹底をお願いいたします。

#### \* 河川法第16条の2第4項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

<参考> 函館開発建設部ホームページ（後志利別川水系河川整備計画）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/koumu/eqp9bq0000006xv.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

工務課 課長 藤岡 博之（電話番号 0138-42-7602）

工務課 流域計画官 渡辺 浩司（電話番号 0138-42-7604）

函館開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>



## 「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」に対する意見募集について

令和5年2月1日

国土交通省北海道開発局では、近年の気候変動や流域治水等を踏まえた河川整備計画の見直しにあたり、「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」について、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。

### 意見募集要領

#### 1. 意見募集の対象

後志利別川流域の町（今金町、せたな町）にお住まいの皆様等、関係住民の皆様から「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」に関するご意見を伺います。

#### 2. 意見募集期間

令和5年2月1日（水）14：00～令和5年3月2日（木）17：00必着  
（郵送の場合は当日必着、メール・FAXは17：00までの送信分まで有効）

#### 3. 提出方法

意見は、別添の意見書に記入していただくか、下記①から⑥の項目を記入していただいたものを電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で、以下4.まで提出してください。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名、担当者名）
- ② 住所（市町村名）
- ③ 連絡先（電話番号又はメールアドレス）
- ④ 年代（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）（企業・団体の場合は不要）
- ⑤ 後志利別川との関わり
- ⑥ 意見  
始めに「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」の該当箇所（章、ページ）を記入してください。

#### 4. 提出先

##### ○電子メールの場合

[hkd-hk-koumukakasen03@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-hk-koumukakasen03@gxb.mlit.go.jp)

件名に「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局宛と明記してください。

##### ○ご郵送の場合

〒040-8501 函館市大川町1番27号

国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 工務課

「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

#### ○FAXの場合

国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 工務課

「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

FAX番号：0138-42-7114

### 5. 注意事項

- ① 意見が200文字を超える場合は、あわせてその内容の要旨(200字以内)を記載いただきますようお願いします。
- ② 日本語で記入してください。
- ③ 頂いたご意見とともに、属性(市町村名、年代)を公表する場合があります。
- ④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ 皆様から頂いたご意見に対して、同様の意見の数にかかわらず、その論点を整理し、論点ごとに考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ⑥ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び以下のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

### 6. 資料の入手方法等

- ① インターネットからの資料入手  
函館開発建設部ホームページ  
(後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)の縦覧及び意見募集について)  
<https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/koumu/eqp9bq0000006xv.html>
- ② 資料の入手等の場所  
募集期間中(土日祝日を除く開庁時間)は、以下の場所において、「意見募集要領」及び「意見提出様式」の入手が可能です。また、「後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)」の縦覧を行っています。
  - ・今金町役場 1階 (今金町字今金48-1)
  - ・せたな町役場 1階 (せたな町北檜山区徳島63-1)

- ・函館開発建設部本部（函館市大川町1番27号）  
※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。  
TEL：0138-42-7604
- ・今金河川事務所（今金町字今金414番-7）  
※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。  
TEL：0137-82-0041
- ・美利河ダム管理支所（今金町字美利河）  
※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。  
TEL：0137-83-7335

## 7. 住民説明会の開催

後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)に関する住民説明会を以下の日程で行う予定です。所要時間は1時間程度を予定しております。

○日時/場所：

令和5年2月15日(水) 18:00~/今金町町民センター  
(1階 町民ホール)

令和5年2月16日(木) 18:00~/せたな町民ふれあいプラザ  
(1階 多目的ホール)

## 8. 住民説明会の実施方法

- ① 意見は後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)の範囲で意見いただきます。
- ② 意見は一人当たり5分以内を目安とさせていただきますが、意見希望者が多数の場合、短縮させていただくことがあります。
- ③ 北海道開発局は住民説明会での意見に対して説明を行いません。
- ④ 住民説明会では本人以外(代理人)の意見は受け付けません。
- ⑤ 参加希望者が多数の場合には入場制限をさせていただくことがあります。
- ⑥ 交通費等は支給されません。

## 9. その他

縦覧、住民説明会への参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策(マスク着用、手指の消毒、「密」の回避など)の徹底をお願いします。

<整備計画[変更](原案)に関する意見募集 事務局>

国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 工務課

TEL：0138-42-7604

後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)に関する

**意見書**

(郵送・または FAX 用) ※メールの場合は以下の内容が分かるよう記載ください。

令和 年 月 日

北海道開発局 函館開発建設部 工務課 宛

フリガナ

①氏名 \_\_\_\_\_ ④年代 \_\_\_\_\_

②住所(市町村名) \_\_\_\_\_

③連絡先(電話番号又はメールアドレス) \_\_\_\_\_

⑤後志利別川との関わりについてお書きください(例:後志利別川を川下り等で利用している)

⑥意見

後志利別川水系河川整備計画[変更](原案)の該当箇所 第 \_\_\_\_\_ 章 \_\_\_\_\_ ページ

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出して下さい。  
※ご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。  
※氏名等の個人情報河川整備計画策定以外に使用することはございません。

FAX : 函館開発建設部工務課 0138-42-7114